# THE SHONAN 11

2016
257号

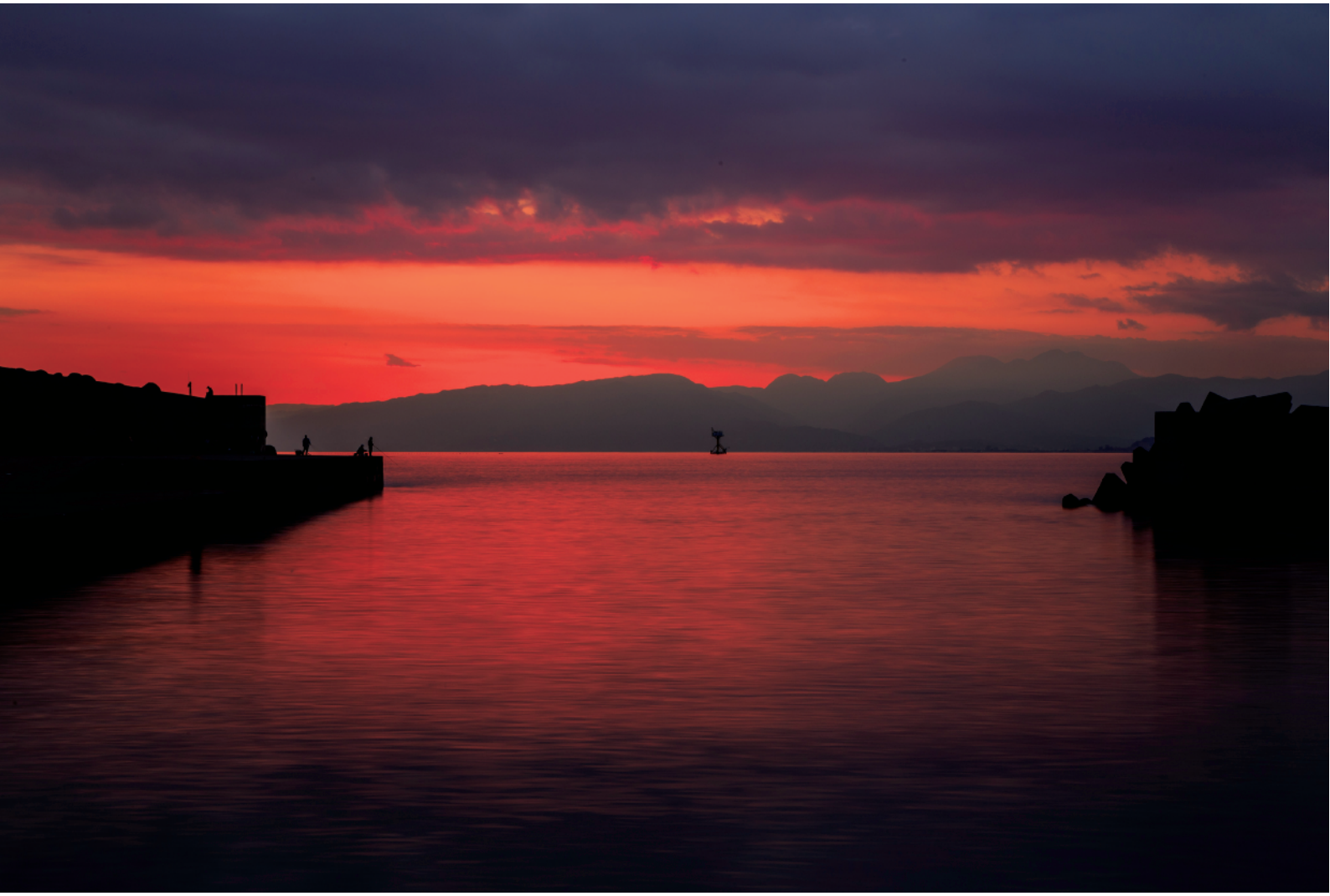

Photo　小山輝彦さん

## 平塚新港

船の転覆事故や、砂の堆積で船の出入りができなくなることを避けるため、平成１２年に造られた。また漁船と漁船以外の船舶との利用調整をする為の総合施設としての機能も併せ持っている。

CONTENTS

2.　平成２９年度 法人会税制改正提言
6.　平塚税務署からのお知らせ
7.　ドローンとＡＩで生活改革
8.　東京五輪を特需に終わらすな
9.　病医院の診療科「神経内科」とは何か、の正しい理解を
10.　雑学・雑談の庭／７つの間違い探し
11.　法人会ニュース
15.　これからの事業予定
16.　広 告

## 袖ケ浜

相模川から花水川までの約４キロメートルの平塚海岸は、砂丘と松林が続く自然のままの素朴な海岸です。休日には憩いを求める家族連れや釣り客でにぎわい、特に、伊豆大島の眺望や雄大な箱根連山に沈む夕日に映し出された海岸の美しさは絶品です。

公益社団法人 平塚法人会　http://www.hiratuka-hojinkai.or.jp/　E-mail：office@hiratuka-hojinkai.or.jp

## 平成２９年度 税制改正 提言

法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。
法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届き、毎年、多くの改正の実現をみてきています。

# 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！

## Ⅰ．税・財政改革のあり方

### １．財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針２０１６」（以下、「骨太の方針」という）に盛り込まれた消費税率10％への引き上げ再延期は、２０１７年４月から２０１９年10月へと２年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

２０２０年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝ＰＢ）黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、２０１８年度のＰＢ赤字対ＧＤＰ比１％程度という中間目標は、消費税引き上げによる税収が得られないことから、事実上達成できなくなった。

２０２０年度のＰＢ黒字化も、極めて達成が危うい。依然として、不確実性の高い、税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続き、その残高がＧＤＰ比で約７割と、欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも、財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

(1)　消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、２０１９年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) ２０１８年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの３年間で政策経費の増加額を１．６兆円（社会保障費１．５兆円、その他０．１兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)　財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4)　消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に、軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について、安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)　国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

### ２．社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして、団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど、超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築は、喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」は、この理念に基づいて策定されたが、消費税率10％への引き上げが再延期されたことで、改革工程に狂いが生じた。このため、消費税１％分の税収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は、赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば、充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するなら、給付面の見直しを柱に、安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では、「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。

(1)　年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)　医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80％以上を早期に達成する。

(3)　介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4)　生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)　少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには、安定財源を確保する必要がある。

(6)　企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

## 3．行政改革の徹底

消費税率10％への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのは、このためである。

そして、「行革の徹底」には、これまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

行革を徹底するために、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1)　国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)　厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)　特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)　積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## 4．消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10％への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も２年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何といっても、事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10％程度までは、単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1)　現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)　消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 5．マイナンバー制度について

マイナンバー制度は２０１６年１月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、ｅ－Ｔａｘやｅ ＬＴＡＸを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲を、どこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

# Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした、多角的な環境整備が求められよう。

## 1．法人実効税率について

法人実効税率は、平成28年度29.97％、平成30年度29.74％となり、政府が目指していたドイツ並みの「20％台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて、大きな前進である。

ただ、ＯＥＣＤ加盟国の法人実効税率平均は約25％、アジア主要10カ国の平均は約22％となっており、これらと比較すると、依然として税率格差が残っている。当面は、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

## 2．中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で、中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1)　中小法人に適用される軽減税率の特例15％を時限措置（平成29年３月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、８００万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも１，６００万円程度に引き上げる。

(2)　租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年３月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計３００万円）を撤廃する。

(3)　中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行：資本金１億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも、慎重に検討すべきである。

## 3．事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が、相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1)　事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

(2)　相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限（３分の２）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を１００％に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、５年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

(3)　親族外への事業承継に対する措置の充実

親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。

(4)　取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様である。とくに、類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって、税負担が増大する可能性があることが指摘されている。

このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

# Ⅲ．　地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に、現在推進中の地方創生戦略の深化も、極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的社会の実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしても、それが実行されているのか定かではない。まずは、これらについての検証が必要であり、成功例があれば、それを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような、換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税

の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても、日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## 第３３回法人会全国大会に参加

１０月２０日（木）長崎市で開催された法人会全国大会に石崎会長以下１２名が参加した。第1部ではブライアン・バークガフニ氏による「地方が生き残るために～長崎 その歴史 その魅力 その未来～」と題した講演が行われ、第2部大会式典では会員増強、研修参加率向上、福利厚生制度推進表彰を行い、税制改正提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告などが行われた。翌日は平和公園、グラバー園などを見学して帰路についた。

# 『納税証明書』は、

**自宅やオフィスの**
**パソコンから**
e－Taxソフト（WEB版）

**スマートフォンや**
**タブレット端末から**
e－Taxソフト（SP版）

## を利用してオンラインで請求すると便利！

### メリット

○税務署窓口での待ち時間が短縮できます。
○手数料が安価です。１税目１年度１枚３７０円（通常４００円）
○代理人が利用することもできます。

### ＳＴＥＰ１　オンライン請求

パソコンやスマートフォン等で納税証明書の請求データを作成し、オンラインで請求します。（あらかじめ利用者識別番号を取得する必要があります。）

この QR コードをスマートフォンなどで読み取れば、
簡単にｅ-Ｔａｘホームページにアクセスできます。
※ＱＲコードが読み取れない場合は、直接ＵＲＬを入力願います。

e-Tax ホームページ ▶ www.e-tax.nta.go.jp

### ＳＴＥＰ２　税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人（代理人）であることが確認できる運転免許証などの本人確認書類を提示します。（※代理人が受け取る場合は委任状が必要です。）

### ＳＴＥＰ３　納税証明書の受け取り

手数料を納付して、納税証明書を書面で受け取ります。

平塚税務署

# ドローンとＡＩで生活改革

## 奥多摩町と情報研が共同実験／防災、住民支援、獣害対策も

産経新聞科学部記者　伊藤壽一郎

多様な産業に活用できることから、空の産業革命を起こすだろうと期待が高まっている小型無人機「ドローン」は、世界中で実証実験が進んでいます。東京都西部の自然豊かな奥多摩町でも、ドローンと人工知能（ＡＩ）で山間地の課題を解決し、生活改革を目指す実にユニークな取り組みが始まりました。

### 最先端の技術駆使

奥多摩町は、東京都の１割に当たる広さを持つ山と清流の町です。ここを舞台に今年７月、町と国立情報学研究所が共同で最先端の実験を開始しました。

ドローンは無人で飛行するので安全が第一です。そのため自治体参加型のドローン実験は、飛行の安全性を確認する場所の提供にとどまることが大半。しかし、奥多摩町ではもっと踏み込んで生活改革を目的に掲げ、防災や防犯、住民支援、獣害対策など山間地ならではの課題の解決を目指しています。

期間は２年間で、町内で日常的に５機程度のドローンを自動飛行させます。その際に地上の撮影を繰り返し、最先端のＡＩ技術である「ディープラーニング」（深層学習）を駆使して、町内のどこに何があるかを示す特殊な地図を作り日々更新。これに基づいて高度で安全な自動飛行を実現するそうです。

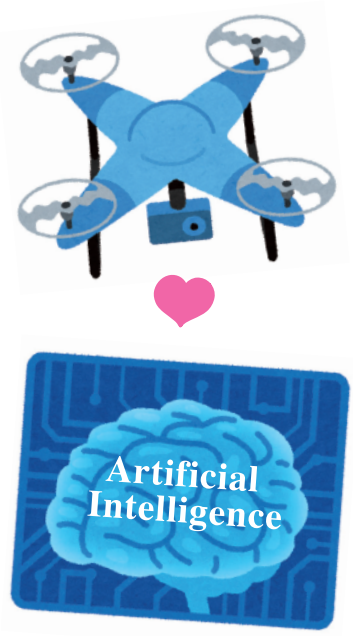


### 町の課題を解決へ

奥多摩町は、山林が９４％を占める土地柄で土砂崩れや山林火災が起きやすいため、防災や災害救助への利用を想定しています。ＡＩの特殊地図は、蓄積情報が増えるたび高精度化するため、災害で地上の状態が変わると即座に判別が可能。警察や消防に通報して２次被害を防ぎ、災害で孤立した地域への物資運搬も早く開始できます。

山間地の課題である過疎化・高齢化も進み、人口は約５３００人で、６５歳以上の割合を示す高齢化率は４８．３％。中心部から遠い集落の高齢者は「買い物弱者」となっています。

そのため、高齢者宅への日用品運搬や、図書館の貸し出し図書配送などで生活を支援。複数のドローンで運ぶ荷物をどう分担し、どんな順序で飛行するかは、複雑な手計算抜きで、ＡＩが自動的に決めます。

山間地ですから、クマ、イノシシ、シカ、サルなどによる農業被害が増え、過疎のため対策が追いつかない状態です。けれど今回の実験では、ドローンが農地や住宅地付近で害獣を見つけたら、大きな音などで追い払う取り組みも行います。

このほか、過疎化で４００軒を超えた空き家の防犯対策のため、空き家の近くで不審者を発見したら、すぐに警察に通報するシステムも検討中です。

### 全国で成果活用を

ドローンは、人が行けない危険な場所にある機器の点検やさまざまな商品の宅配など、多様なサービスに利用できる可能性が指摘され、「空の産業革命」を起こすといわれています。調査会社のシード・プランニングは、国内市場規模を２０２０年で６３４億円、２４年で２２７０億円と予測しています。

ただ、歴史の浅いドローンを取り巻く環境は未整備で、昨年１２月施行の改正航空法で、やっと飛ばせる空域など基礎的事項が決まったばかりです。実証実験も手探り状態で、コスト見通しも、山間地の物資輸送を自動車で行うよりは安いはずだという程度にとどまっています。

そのため今回の実証実験では、山間地の町が抱える課題をドローンで解決するには費用や人員体制、法整備も含め何が必要で、どこまでできるかを徹底的に研究。日本の国土は７割以上が山間地のため、成果を全国の課題解決に活用してもらうことを目指しているそうです。

【筆者紹介】
伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）　東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ＩＴまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変　温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語　闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

# 東京五輪を特需に終わらすな

日刊工業新聞社　岡田直樹

TOKYO ● OLYMPIC 2020

リオデジャネイロから東京へ、オリンピック・パラリンピックのバトンが渡された。２０２０年東京大会は公共事業などを通じた日本経済の活性化に期待が高まる一方で、「東京や一部の大企業が潤うだけなら、東京と地方の格差が拡大しかねない」と経済効果の偏りを懸念する向きもある。

１９６４年東京大会は公共投資で９８９５億円、波及効果を含めると２兆円近くの経済効果があったといわれる。２０２０年大会の経済効果は桁違いに大きい。日銀の試算では、観光や建設の需要増加により、１４年から２０年までの実質国内総生産（GDP）の押し上げ効果は累積で約２５～３０兆円に達するという。だが特需に終わらせてはならない。大会遺産を中小企業の競争力強化や地方創生に生かせる仕組みをつくり、五輪の新たな価値とともに、成熟した２１世紀の日本にふさわしい、しなやかな叡智を世界に示したい。

今年４月、国や東京都、大会組織委員会の調達案件や官公庁の入札案件を掲載し、中小企業のビジネスマッチングを後押しするポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ２０２０」が開設されたことは、そうした試みの第一歩と受け止めたい。運営にあたる東京都中小企業振興公社では、年末までに１万社の登録をめざし積極的に利用を呼びかけている。加えて、大会遺産を地方の中小企業が受注機会の拡大などに生かせるよう、東京大会に製品やサービスを提供した企業に官民連携組織などが〝お墨付き〟を与える日本版「供給者認証スキーム」の創設を提案したい。

英国は１２年ロンドン大会の経済効果を中小企業や地方へ波及させることに成功している。その基盤になったのが、公共調達で売り手と買い手を繋げる「コンピート・フォー（Compete For）」だ。官民連携組織が運営する無料のウェブサイトサービスで、事業者の登録情報を検索できる。これまで１８万５０００社を超える企業が登録し、１万６０００件を超える事業に利用されている。注目すべきは受注した企業の７５％が中小企業で、しかも３分の２はロンドン以外の事業に利用されていることだ。

そこには「供給者認証スキーム」という、もう一つの仕掛けがある。英国オリンピック委員会が大会関連受注企業に対して申請に基づきライセンスを付与することで、単独では発信力が弱い地方の中小企業でもロンドン大会の実績を海外にアピールできる。ライセンスを強みに１４年ブラジル・ワールドカップやリオ大会では、総額１億２０００万ポンド（約１９１億円）の契約を受注できた。「コンピート・フォー」で参加企業の裾野を広げ、「供給者認証スキーム」で大会遺産の効果を持続させている。

日本でも地方の中小企業が大企業と連携し、東京大会の招致や運営のノウハウをパッケージ化したうえで供給者認証によるライセンスを強みに、国内外で行われる様々なスポーツイベントを組成できれば、日本製品の需要拡大や輸出促進に期待が持てよう。さらにはイベントの組成を通じて、文化的、歴史的な魅力を海外へ継続的に発信できれば、外国人客を呼び込み、観光大国実現の後押しになるかもしれない。

ただし系列取引が中小企業の参入を妨げることがないよう、大手の発注企業には非系列企業から一定割合を調達するルールを課したり、大会後に製品やサービスの品質を担保したりする仕組みづくりが課題になろう。英国のモノマネではない、モノづくり立国の心意気や創意が溢れるものにしたい。

２０年東京大会は、新国立競技場建設計画やエンブレムの白紙撤回など、出だしから不手際が続く。巨大なハコモノづくりに傾斜し、内実が不透明なまま会場整備費が膨れあがっていることに不信感が募っている。ハコモノは整備費のみならず、将来世代に維持費というツケを残す。今からでも遅くはない。クリーンでスマートという初志に立ち返るためにも、ハコモノはできる限り簡素にし、大会遺産を中小企業振興やソフトパワーの海外発信に活かせる道筋づくりに知恵を絞りたい。

【筆者紹介】
岡田直樹（おかだ・なおき）　１９８４年日刊工業新聞社入社。記者として、さいたま総局、金融、電機、情報通信、経済産業省、総務省、金融庁、内閣府などを担当。論説委員、南東京支局長、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、企画調査部長。埼玉県出身、５７歳。

# 病医院の診療科「神経内科」とは何か、の正しい理解を

医療ジャーナリスト　大谷克弥

## よく間違えられるのは「心療内科」や「精神科」

近ごろ友人たちから、こんな質問を受けることが多くなりました。「かかりつけ医から、神経内科を受診するようにと勧められたけれど、何をどう調べるところなのか教えて欲しい」。大半の人が、神経という言葉に戸惑っている様子でした。

この神経という日本語には、大きく２つの意味があります。１つは一般的用語で、神経が細かい、神経質から、逆に神経が図太い、無神経といったように、ものごとに対する心配りの度合いとして使われます。もう１つは医学的な用語で、脳に直結した身体組織として頻繁に使用されます。例えば中枢神経、末梢神経、自律神経から病名の神経痛など、数えきれないほどです。勿論、神経内科の場合は、一般用語ではありません。

さて神経内科という診療科が、厚生省〈現・厚労省〉から正式に認可されたのは、４１年前の１９７５年でした。まだ新しい上に、受診者も少なかったので、知名度の低い状態がずっと続いてきました。神経という言葉が壁になっていることは、専門の医師たちも認めていて、神経内科という言葉では誤解されかねないからと、大学病院などのほか、開業医の中にも、頭に脳の字を付けて脳神経内科と称しているところもあります。

時代と共に診療科は細分化されてきているので、患者側にとっては、まぎらわしいというか、混同しやすい診療科が他にあるのも事実です。よく間違えるのは、心の病を診る心療内科、精神疾患を診る精神科でしょう。神経内科も神経科と呼ばれた時期があったので、今もそう呼ぶ人もいます。外科の分野になる脳神経外科〈脳外科〉も、よく混同されています。

冒頭で神経内科の説明を求める人が多くなったと記しましたが、それは高齢化社会になって、脳や神経、脊髄、筋肉などの病気が急増してきたからです。自分で意識はないのに、手や足が勝手に動き出したりする症状が起き、愕然とする方も多くなっています。そうした新しい病気の正体を突き止め、適切な治療法を示してくれるのが神経内科なのです。

【筆者紹介】
大谷克弥（おおたに・かつや）　医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

## 頭痛、しびれ、ふるえなどの症状が続けば、まず受診を

神経内科が扱う病気を簡単に述べると、次のような症状がよく起きるようになり、何かおかしいと疑問を持てば、迷わず神経内科の医師に相談して正しい病名を知るようにと、強く勧められています。「頭が痛い」「めまいがする」「しびれがある」「ふるえが止まらない」「歩くとふらつく」「話しづらくなる」「もの忘れが多くなる」「ものが二重に見える」などです。

まず頭痛については、２日酔いでも起きるし、慢性的な頭痛持ちの人も多いので軽視されがちですが、脳梗塞や脳腫瘍、クモ膜下出血など頭部の隠れた病気が原因のこともあれば、眼や内耳の病気からのこともあります。細かく分類すると、原因は300種類に近いとも言われます。神経内科は他の診療科と緊密な連携をしているので、原因が分かれば治療のほか、専門の診療科の紹介や、手術が必要なら脳外科に手配もしてくれます。

手足のふるえや歩行困難などについては近年、パーキンソン病が特に注目されています。この病気は脳の中心部にある神経細胞が異常をきたし、脳からの運動指令が末端に届かなくて発症すると考えられています。中年以降に多い病気ですが、患者数は既に約１５万人に上り、今後もますますの増加が予測されています。こうした神経変性疾患は神経内科が専門の診療科であること知っていれば、役立つことが必ずあるはずです。

もの忘れについては皆さん、即座に認知症を思い浮かべることでしょう。ど忘れとも言われる一過性の物忘れなら治療の必要はありませんが、アルツハイマーなど病的な認知症の患者は約500万人と推定され、重大な社会問題になっています。ところが専門の診療科は明確ではなく、内科などに通っている人も多いようです。神経内科では他の病気も含めて総合的な診断をし、他への紹介もしてくれるので、どこに行けばいいか迷っている本人、家族には相談窓口にもなると思われます。

現代社会はストレス社会とも言われ、その原因は多種多様です。一方で病医院を探し歩き、ドクター・ショッピングという言葉もあるほどです。そうした中で全身を調べて診断する神経内科は、治癒に向けて主要なセクションになることでしょう。

# 敬老の日から老人の日に

「老人の日」があるのをご存じか？「敬老の日」のことだろうって？いやいや、そうじゃない、9月15日がその日なのだ。

敬老の日は、9月の第3月曜日ということになっているが、そうなったのは2003年から。それ以前は9月15日だった。

法律を改正してまで国民の祝日を移したのは3連休を増やそうとしたわけだ。それはそれで大変結構なことだが、「結構じゃない！」と声を上げたところがある。各種高齢者の団体だ。

そこで、頭の良い厚労省のお役人が提案した。「どうでしょう、9月15日は老人の日に、なおかつ、その日から1週間を老人週間に制定いたしますから」―ということだったのだろうと勝手に想像してしまった。

両者の違いは、敬老の日は「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」と法律にあるとおり、家族を含め人から祝ってもらう“受動的”な日。

対して、老人の日は「老人たちよ腰が痛い、ヒザが痛いなどいっていないで、元気に立ち上がれ、若者から施しなんぞ受けたくない」といった気概を感じる。

とはいえ、これから寒くなる季節だし、あまり無理をしないでほどほどでいきましょうよ、お年寄りのみなさん！

［筆者紹介］

藤木順平（ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田順一）　フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK『てんぷく笑芸場』の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ『アメリカ横断・ウルトラクイズ』のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかたわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで㈱エフシージー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

## 7つの間違い探し

＊右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは15ページにあります）

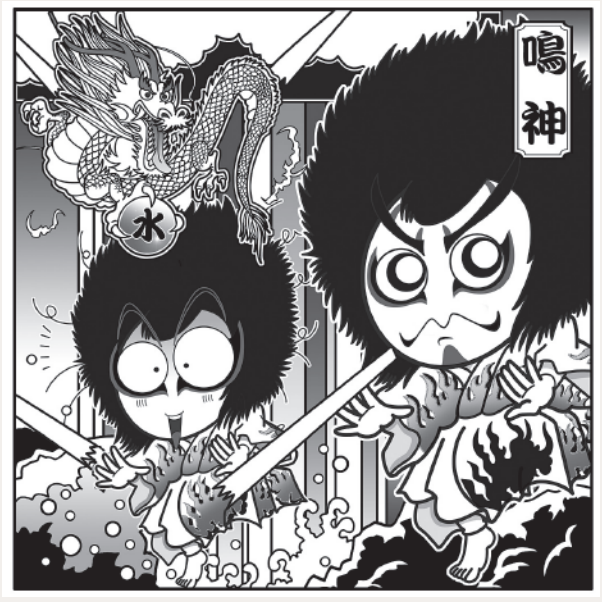


［作者紹介］

神谷一郎（かみや・いちろう）　イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

## 俳句同好会の句をご紹介します

選評　松尾隆信

無人駅かなかな鳴きて電車来る　足立祝美

爽やかや同窓会の声と声　籾井裕史

体操に遅刻の母子白芙蓉　いただきます朝の笑顔と唐辛子

エレベーター麦わら帽子の匂ひする　三谷二三子

富士臨み水澄む街は子の故郷

「水澄む」が秋の季語。秋が深まると、大気だけでなく、川や湖沼や池の水も澄みわたってくる。秦野の街も富士山を臨む、丹沢の麓の山紫水明の澄む水の流れる街。その地に住み、子供を育て上げた思いがしみじみと伝わってくる。

こうもしてああも出来たと生御魂　滝口勝弘

生御魂（生身魂）は、いきみたまと読みます。盆には、祖先の霊にお供えをするだけでなく、お年寄りを大切にもてなし、その元気をいただく。この句では、口はまだまだ元気なお年寄り（生御魂）の姿がよくとらえられている。

虫の音に背中押されて逆上がり

百合の香や配流の島の能舞台　荒井寿一

秋彼岸よく笑ふ児の宮参り

ひまわりや小磯の小貝手のひらに　加川秀男

富士山の霊気降り来る天狗茸

貴方も俳句の会に参加しませんか？
俳句同好会会員募集中！
問合せ先：平塚法人会事務局
TEL 0463（21）2891

## 法人税・消費税基礎講座

初めて、また再度基礎から法人税・消費税を学ぶ方を対象に
４日間開催した。
日程：9/2，9/7，9/13，9/16　毎回13：30～16：30
会場：グランドホテル神奈中平塚
講師：平塚税務署法人課税第1部門審理担当官
　　長南　龍 氏

## 神奈川県法人会連合会　平成２８年度税制セミナー

日時：９月２７日（火）14：00
会場：湯本富士屋ホテル

研修内容：「平成２８年度税制改正のポイントについて」
　　「法人会の平成２９年度税制改正提言について」
特別講演：「日本経済の嘘と真実」
　　経世論研究所所長　三橋貴明 氏
当会参加：１２名

## マイナンバー制度への企業対応講座

日時：９月２７日（火）13：30
会場：グランドホテル神奈中平塚

講師：小島経営労務事務所所長
　　特定社会保険労務士 小島　信一 氏

## La Festa大磯

日時：１０月２日（日）13:30　会場：聖ステパノ学園内　海の見えるホール
内容：秋の音楽の祭典　ジャンルレスなワールドコンサート
出演バンド：クウホア、パーカッションユニットツクパク、高村明子＆湘南赤羽根アンサンブル

パーカッションユニット ツクパク

高村明子 ＆ 湘南赤羽根アンサンブル

クウホア ＆ フラダンスチーム

## 神奈川県法人会連合会　女性部会連絡協議会

日時：９月13日（火）14：30　　会場：ホテルメルパルク横浜
特別講演：『いま、人権から・・・ひとりひとりが「主役」の社会を』
講　　師：作家／子どもの本の専門店クレヨンハウス代表　落合 恵子 氏

女性部会連絡協議会会長
当会部会長 笹尾幸子 氏

県法連女性部会連絡協議会（会長　笹尾幸子氏）がホテルメルパルク横浜で開催され、講師はクレヨンハウス代表　落合恵子氏でした。山姥カットのオリジナルスタイルで会場へ現れるやいなや、目も心も虜になり酔いしれました。「歳を重ねると3つのS　“しわ・しみ・しらが”は人生の成長の証である。生きることは生き抜く事」と、人生の応援歌を聴かせていただいたような心地でした。

今年から会場が新横浜から元町に移り、閉会後、外にはマリンタワーのネオンが輝き、講演の余韻に彩りを添えてくれました。

## 公開講演会

日時：１０月１０日（月・祝）14：00　会場：平塚ラスカホール
演題：いきものハテナ講座
講師：生物学者・早稲田大学教授　池田 清彦 氏

終始にこやかに講演いただいた池田清彦先生

## こんな悩みはありませんか？

### 社会保険労務士による 無料相談 実施中

労災、雇用、年金、健康保険、労働保険、就業規則、助成金、労務診断 など
人に関するエキスパート 社会保険労務士が無料で相談に応じます

日　時：毎月第２木曜日　午後３時から順次
申　込：必要〔申込締切：開催日一週前の木曜日〕
相談員：社会保険労務士（神奈川県社会保険労務士会平塚支部）
予約先：公益社団法人平塚法人会事務局へ

★２８年１２月・２９年１月の日程 …
**１２月８日(木)、１月１２日(木)**

### 税理士による 無料相談 実施中

日常の記帳の仕方、消費税、贈与税・相続税 など
税と会計のエキスパート税理士が無料で相談に応じます

日　時：毎月第３木曜日　午後３時から順次
申　込：必要〔申込締切：開催日一週前の木曜日〕
相談員：税理士（東京地方税理士会平塚支部）
予約先：公益社団法人平塚法人会事務局へ

★２８年１２月・２９年１月の日程 …
**１２月１５日(木)、１月１９日(木)**

□予 約 先：公益社団法人 平塚法人会　TEL ０４６３－２１－２８９１　FAX ０４６３－２４－０７８５
□相談会場：平塚法人会館（駐車場３台）　平塚市代官町11-38

## 伊勢原観光道灌まつり

日時：１０月１日（土）・２日（日）　会場：伊勢原駅北口横浜銀行駐車場
内容：税金クイズ、ヨーヨー釣り、人形すくい、輪投げ、ストラックアウト

## 平塚第１・５・６・７・１１支部合同地域社会貢献事業「四之宮地区市民体育レクレーション大会」

日時：１０月９日（日）9:00　会場：平塚市立大野小学校 校庭
内容：税金クイズ

# そうだ、税理士に聞こう！

法人会 税理士　経営の両輪

**税理士は会計・税務の専門家です。**

- 決算・申告のことがよく分からない・・
- 相続税はいくらぐらいかかるのかな・・
- 土地を売りたいけど税金はかかるのかな・・
- 電子申告をしたい・・

**こんな時には税理士にご相談ください。**

**東京地方税理士会　平塚支部**
**電話 0463-21-1055**

税理士紹介を希望される方は法人会を通じて
あるいは直接平塚支部へご連絡ください。

## 青年部会　第30回法人会全国青年の集い北海道・旭川大会

日時：平成２８年９月９日（金）　会場：旭川大雪アリーナ

第３０回全国青年の集い北海道・旭川大会に全国から青年部会員が集い、当会からは陶山部会長をはじめ１２名参加しました。

記念講演では、スキージャンプ　葛西紀明氏に「夢は、努力でかなえる」のテーマでご講演いただきました。葛西氏は、我々が思っていた以上の紆余曲折の人生を歩んでおられ、それでも「メダルを取る」という夢を持ち続け、日々努力していることを聞き、同年代の我々にも活力をいただきました。

懇親会では、北海道ならではの旬の食材をたくさん頂き、また、部会長の繋がりから福島法人会様との新たな出会いもあり、絆も深まる大会となりました。次回高知大会は平成２９年１１月９日高知市で開催されます。

## 青年部会　税務研修会

平成２８年８月２６日（金）　於）平塚法人会館

平塚税務署法人課税第１部門の長南審理担当官より「法人税の確定申告について」をテーマに、日々の起こりうる実務ポイントや注意すべき点を教えていただきました。

近年は、なかなか税務研修を受ける機会が少なかったので、青年部会員の皆さんも新鮮な気持ちで受講していました。

当日は法人会館からもそう遠くない相模川河口・湘南潮来で湘南ひらつか花火大会が開催され、研修後には法人会館屋上に集合して、食事をしながらきれいな花火に酔いしれました。

## 女性部会　税務研修会

平成２８年１０月５日（水）　於）平塚法人会館

平塚税務署法人課税第１部門の折原統括官から「企業の健全化のために～適正申告のすすめ」をテーマにお話いただき、部会員２４名が聴講いたしました。

# これからの事業予定

2016 11月

| sun | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

12月

| sun | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 1 | 2 | 3 | |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |

2017 1月

| sun | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

## 広報委員会

（日　時）　１１月１８日（金）午後４時～
（会　場）　平塚法人会館
（協議事項）会報THE SHONAN11月号反省について
　　会報THE SHONAN１月号検討について

## 総務委員会

（日　時）　１１月１４日（月）午後４時～
（会　場）　平塚法人会館
（協議事項）平成２８年度収支状況について　ほか

## 理事会

（日　時）　１１月２８日(月)　午後３時
（会　場）　ホテルサンライフガーデン

## 公開講演会

（日　時）　１１月２９日（火）午後２時～
（会　場）　平塚駅ビルラスカ
　　６Fラスカホール
（講　師）　女優　生稲晃子　氏

## 新年賀詞交歓会　（詳細はチラシをご覧ください）

（日　時）　1月２４日(火)　午後５時開会
（会　場）　平塚プレジール
（会　費）　3,000円

## 新春落語会　（詳細はチラシをご覧ください）

（日　時）　1月２１日(土)　午後２時～
（会　場）　平塚市中央公民館
（出　演）　**桂歌丸一門**

桂 歌助

江戸家まねき猫

春風亭昇市

桂 歌丸

## 源泉所得税研修会（無料）

（日　時）　１１月２２日(火)　午後２時～４時
（テーマ）　年末調整の実務（２）

（日　時）　1月１８日(水)　午後２時～４時
（テーマ）　給与所得者の確定申告

（会　場）　グランドホテル神奈中平塚本館２F
（講　師）　平塚税務署源泉担当官

## 新設法人説明会（無料）

（日　時）　１２月１４日(水)　午後１時～４時
（会　場）　平塚法人会館　２階
（テーマ）　スムーズな会社運営のために
（講　師）　平塚法人会担当税理士
　　平塚税務署法人課税第１・２部門審理担当官

## 決算法人説明会（無料）

（日　時）　１１月１８日(金)　午後１時３０分～
（会　場）　平塚税務署　別館２階

（日　時）　１２月１６日(金)　午後１時３０分～
（会　場）　平塚税務署　別館２階

（日　時）　1月１９日(木)　午後１時３０分～
（会　場）　平塚プレジール５階

（テーマ）　会社の決算と申告のチェックポイント
（講　師）　平塚法人会担当税理士
　　平塚税務署法人課税第１・２部門審理担当官

## 理事会・委員会のうごき　平成２８年９月～１０月

- ■ 広報委員会　　９.２０（火）
- ■ 編集委員会　　１０.１８（火）
- ■ 組織委員会　　１０.２８（金）

## 新会員紹介　平成２８年８月～９月

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平塚第４ | ナウ歯科　小野瀬　規 | 平塚第６ | 原田　民雄 | 伊勢原第１ | (株)国際ゴルフ計画 | 伊勢原第４ | (有)フロー・ジョイント |
| 平塚第４ | 猪狩　正男 | 平塚第８ | さいや販売企画　指籏 辰夫 | 伊勢原第１ | 伊勢原総合法律事務所　仙波 史生 | 伊勢原第４ | 海ぼうず　熊谷 健司 |
| 平塚第５ | (株)エスティ | 平塚第９ | (有)ニュータイト工業 | 伊勢原第１ | 鳥好　奥谷 泰永 | 二宮 | 善波　宣雄 |
| 平塚第５ | ナーズヴィーノ(同) | 平塚第１０ | 青木　礼子 | 伊勢原第１ | 眞好味　青木 研吾 | 大磯 | (株)ＩＤＰ |
| 平塚第５ | ファインバリュー(株) | 平塚第１３ | (株)ＫＴＳ総業　平塚事務所 | 伊勢原第３ | (有)サンフレッチェ | | |
| 平塚第５ | 小高　美幸 | 平塚第１３ | (株)研進 | 伊勢原第４ | (株)福村勝食堂 | | |
| 平塚第５ | 野﨑　貴子 | 平塚第１３ | ｅａｃｔｉｖｅ(株) | 伊勢原第４ | (有)ファミリーオートサービス | | |

前号THE　SHONAN９　256号CONTENTS　10.で紹介した「雇用保険法などの一部を改正する法案」の中、P11「4.労働保険料徴収法（1）雇用保険率の改正」に誤りがございましたので訂正いたします。申し訳ございませんでした。

| | |
|---|---|
| 雇用保険率について、1,000分の15.5（うち失業等給付に係る率1,000分12）、農林水産業および清酒製造業については1,000分の17.5（同1,000分の14）、建設業については1,000分の18.5（同1,000分の14）とする。 | → 雇用保険率について、1,000分の11（うち失業等給付に係る率1,000分の8）、農林水産業および清酒製造業については1,000分の13（同1,000分の10）、建設業については1,000分の14（同1,000分の10）とする。 |

THE SHONAN 257号
2016年11月15日発行
発行所　公益社団法人　平塚法人会　〒254-0807 平塚市代官町11-38　TEL：0463-21-2891　FAX：0463-24-0785
編集者　公益社団法人　平塚法人会 広報委員会
印刷所　有限会社　アート・エス

**7つの間違い探しの答え**　① 眼線（左人）　② 水滴丸（左下）　③ 龍の持つ水晶の文字　④ 炎柄（右人）　⑤ クチ（右人）　⑥ アゴの隈（右人）　⑦ 雷（左下）

# 時代はアウトソーシング

## スペシャリストに委託して 事業の新展開を

| 労働関係 | 助成金申請 | 年金の相談・請求 |
|---|---|---|
| 就業規制、賃金規程等の作成<br>雇用問題（解雇・休業等）の相談<br>給与・賞与・退職金計算 | キャリアアップ助成金<br>特定求職者雇用開発助成金<br>試用雇用奨励金　など | 加入期間の確認・年金の請求 |

**あなたの疑問やご相談に、年金、人事・労務管理、労働・社会保険の専門家である社会保険労務士が無料で応じます。どうぞお気軽にご利用ください。** ※予約制

| 会　場 | 日　時 | | 予約電話番号 |
|---|---|---|---|
| 平塚市役所　５階相談室 | １２月１３日(火)、1月１０日(火) | 13時～16時 | 0463-21-8764 |
| 伊勢原市役所　市民協働課 | １２月１４日(水)、1月１１日(水) | 13時30分～16時 | 0463-94-4711(内線1126、1163) |
| 秦野市役所教育庁舎　１階相談室 | 1月１０日(火) | 13時～16時 | 0463-82-5128 |
| 東海大学前駅連絡所(小田急マルシェ東海大学前内) | １２月　6日(火) | 13時～16時 | 0463-82-5128 |
| 平塚法人会館（平塚市代官町11-38) | １２月　8日(木)、1月１２日(木) | 15時～16時30分 | 0463-21-2891 |

### 平塚地区

市外局番　0463

| | |
|---|---|
| 飯島　眞一 | 080-1133-9166 |
| 板橋　忠昭 | 33-6154 |
| 井出　準二 | 61-6836 |
| 今井　貴美子 | 23-5252 |
| 岩城　義憲 | 57-2661 |
| 岩本　学 | 30-3222 |
| 岩本　克彦 | 35-5653 |
| 岩本　直人 | 54-8261 |
| 内田　早苗 | 090-4055-9008 |
| 大谷　茂 | 23-4616 |
| 片寄　茂夫 | 24-6989 |
| 金丸　亜紀雄 | 31-7155 |
| 岸田　由佳 | 22-1500 |
| 北村　由利子 | 37-5425 |
| 工藤　克己 | 24-0040 |
| 斉藤　敏治 | 55-1916 |
| 佐藤　出 | 30-1230 |
| 菅沼　久夫 | 36-1032 |
| 菅原　洋明 | 22-7768 |
| 杉﨑　正文 | 21-7327 |
| 鈴木　博 | 74-4908 |
| 鈴木　宏之 | 23-6124 |
| 中原　大助 | 22-6280 |
| 野崎　秀紀 | 21-3477 |
| 野崎　悦子 | 21-3477 |
| 原　文雄 | 58-6459 |
| 原田　幸彦 | 24-5077 |
| 半田　賢 | 22-1936 |
| 平野　茂 | 72-7058 |
| 水島　忠 | 33-8607 |
| 森　毅 | 23-8072 |
| 森久保　玲子 | 050-1001-3593 |
| 山本　真吾 | 80-8473 |
| 善最　啓治 | 59-7017 |

### 秦野地区

市外局番　0463

| | |
|---|---|
| 伊藤　和彦 | 78-3270 |
| 石田　正樹 | 87-3310 |
| 瓜生　洋士 | 81-6530 |
| 大野　貴宏 | 090-7400-3962 |
| 大庭　雅之 | 85-0363 |
| 加藤　一也 | 87-5222 |
| 川口　祥吾 | 89-2001 |
| 栗原　和子 | 82-4584 |
| 栗原　好弘 | 83-3729 |
| 斎藤　俊二 | 81-3602 |
| 新　憲明 | 83-8020 |
| 新谷　有紀子 | 82-4584 |
| 杉田　裕二 | 82-2098 |
| 鈴木　和行 | 83-6531 |
| 髙橋　正三 | 82-7167 |
| 田中　仁 | 73-5461 |
| 遠山　里砂子 | 82-4584 |
| 冨里　設夫 | 88-7020 |
| 内藤　房薫 | 82-1268 |
| 牧嶋　務 | 81-5776 |
| 牧野　正雄 | 77-5671 |
| 望月　充 | 81-8487 |
| 安富　かおる | 87-5158 |
| 柳川　克博 | 81-1655 |
| 吉田　幸子 | 75-0592 |
| 涌井　好文 | 79-1803 |
| 渡辺　俊二 | 78-3752 |

### 大磯・二宮地区

市外局番　0463

| | |
|---|---|
| 飯田　由見子 | 71-7189 |
| 石橋　薫 | 73-1572 |
| 小澤　彰 | 73-2670 |
| 加藤　高史 | 61-7133 |
| 小島　洋子 | 73-2439 |
| 小清水　正行 | 72-3952 |
| 杉浦　ひとみ | 71-0342 |
| 曽根　晴光 | 61-4893 |
| 羽根　かほる | 71-4148 |
| 宮田　賢二 | 090-4241-3494 |
| 村川　弘幸 | 71-4864 |
| 薮田　裕 | 71-1061 |

### 伊勢原地区

市外局番　0463

| | |
|---|---|
| 安達　伸 | 93-5879 |
| 石垣　忠 | 94-6226 |
| 石川　一雄 | 92-0629 |
| 石塚　雅己 | 93-4336 |
| 大澤　真由美 | 91-6615 |
| 大橋　成太郎 | 91-3402 |
| 梶山　春雄 | 95-2849 |
| 神薗　健太郎 | 71-6775 |
| 熊野　道子 | 93-8373 |
| 篠原　靖幸 | 93-2634 |
| 坪田　孝司 | 94-8130 |
| 長塚　崇宏 | 090-6016-7722 |
| 日向　弘 | 93-7362 |
| 古川　信 | 95-7990 |
| 松井　宣之 | 91-5054 |
| 三嶽　忍 | 26-5846 |
| 横山　民子 | 91-1511 |

**平成29年1月1日から65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります！**

以下の場合は、ハローワークに「資格取得届」の提出が必要です。

①平成29年1月1日以降、新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
②平成28年12月31日までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
※１週間の所定労働時間が20時間以上で且つ31日以上の雇用見込みがある場合に限ります。
※雇用保険料は労使とも平成31年度分まで免除されます。

書類の提出にあたっては、その基礎となる賃金の定義や保険料の算出について専門的知識が必要となります。
社会保険労務士は適正な事務処理を事業主にかわって的確に行い、事業主の負担を軽減します。

お近くの社会保険労務士までご相談下さい。

## 神奈川県社会保険労務士会 平塚支部

※平塚支部に所属する社会保険労務士のうち、開業会員組織に加入している社会保険労務士のみ掲載しています